

令和7年度 健康保険被扶養者資格再確認の実施について

健康保険組合では、被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを、健康保険法施行規則第50条により、毎年確認させていただいております。

事業主をはじめ被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

実施目的

被扶養者資格再確認を実施することにより、被扶養者資格の適正化を図ることを目的としております。

被扶養者数については、高齢者医療制度への拠出金算定の基礎数値となっており、被扶養者資格の再確認を行うことは、高齢者医療制度への拠出金の適正化にもつながります。

実施方法

事業主様に「被扶養者確認調書」をお送りしています。今回再確認の対象になる方は、令和7年10月1日現在、被扶養者資格を有する方です。ただし、次の方は対象外となります。

- (1) 令和7年4月1日において18歳未満の被扶養者（平成19年4月2日以降生まれ）
- (2) 令和7年1月1日以降の認定日の被扶養者

被保険者は事業主から配付された調書の内容をご確認の上、住所、必要事項等を記載して、添付書類と一緒に事業主へ提出してください。（※記載に当たっては「調書記載例」も参照してください。）

添付書類（収入の確認できる書類）について

被扶養者資格確認調書には、被扶養認定基準内収入であるかどうかを確認するため、収入の確認ができる書類等を添付いただきます。添付書類については「添付書類一覧表」を参考にしてください。ただし、事業主が税法上の扶養親族であると確認し証明する場合は、収入に関する書類を省略することができます。

◎被扶養者の認定条件については、当健康保険組合のホームページ「もっと知りたい健康保険」→「被扶養者となる人」を参照してください。

◎「調書記載フローチャート」・「調書記載例」・「添付書類一覧表」・「Q&A（事業所担当者用）」・「Q&A（被保険者用）」の参考資料も参照してください。

◎事業所指定の提出締切日に注意して、遅れないように提出してください。